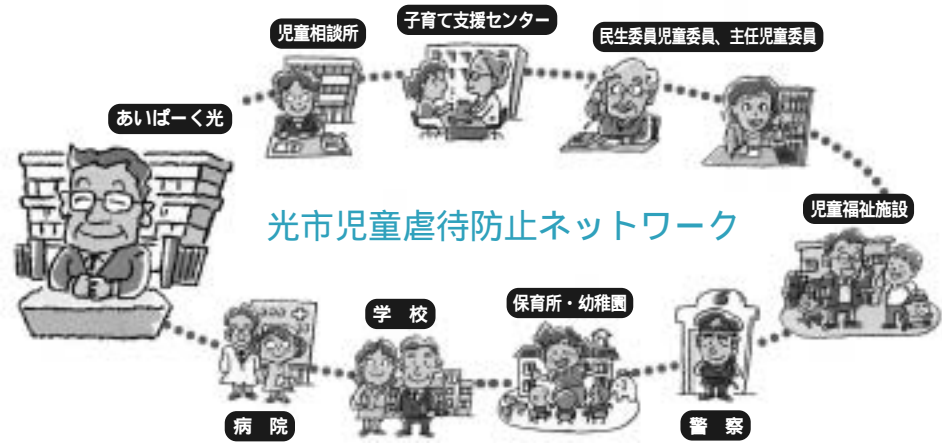


# 児童虐待防止ネットワーク

## 連絡協議会を設置

平成16年4月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律」の一部を改正する法律により、市町村における児童相談などの取り組みの強化が必要とされました。

このため、市では、児童虐待問題に関するネットワークを形成し、児



童虐待の防止に向けて、2月17日に「光市児童虐待防止ネットワーク連絡協議会」を設置しました。協議会では、児童虐待に対する状況把握、児童虐待防止対策の検討、地域社会等への啓発活動を行うなど、関係機関や関係団体がより一層連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期解決に取り組むことにしています。

- 【委員の皆さん(敬称略)】
- ・細田康子(光市私立幼稚園協会)
  - ・石川芳己(光市小学校長会)
  - ・守田和子(室積中学校)
  - ・宮本久江(人権擁護委員)
  - ・杉田 敏(光警察署)
  - ・平岡 博(光市医師会)
  - ・菊池智子(光市子育て支援センター)
  - ・江本トシ子(光市母子保健推進協議会)
  - ・福原宏子(光市地域活動連絡協議会)
  - ・渡辺正善(光市保育協会)
  - ・田村悦子(民生委員児童委員)
  - ・川津勝徳(主任児童委員)
  - ・吉成節子(三輪サンホーム)
  - ・小田 治(周南児童相談所)
  - ・その他市役所関係部署から4人
- 問合せ 社会課児童家庭係 0833(74)3005

# コンピュータ・カレッジの経営安定化と受講生の増加対策のために要望書を提出

2月14日、「全国コンピュータ・カレッジ理事長及び設置自治体連絡協議会」の会長である末岡市長が、「全国コンピュータ・カレッジ連絡協議会」の東條会長(周南コンピュータ・カレッジ学校長)とともに、厚生労働省と雇用・能力開発機構に要望書を提出しました。

今回の要望では、経済的に困窮し就学困難な学生に対する支援制度の確立や、4年生大学への編入学、職業能力開発大学校の応用課程への応募資格の認定のほか、老朽化が進む施設の大型改修等について、国や機構の積極的な対応を求めました。

この2つの協議会は、厚生労働省が全国に13校設置した情報処理技能者養成施設(コンピュータ・カレッジ)が、いずれも少子化による学生数の減少や経済の低迷による就職難等の課題を抱えていることから、全国の設置自治体やカレッジが連携して、教育環境の整備や健全な学校運営を進めていこうと組織されたものです。

このたびの要望は、こうした活動の一環として行ったものですが、教育環境の改善に向けて一定の前進があったものと期待しています。

今後、周南コンピュータ・カレッジでは、平成18年9月を目途に、校内の全部のコンピュータ機器を一新し、最新鋭の設備により最先端の情報処理教育を目指します。市民開放講座や学校見学会なども行っていきますので、一般の方も気軽にお立ち寄りください。

問合せ 周南コンピュータ・カレッジ 0833(72)8000



# ごみの分別区分が

## 一部変わります

### 4月から「小型家電」の分別収集を始めます

従来、「小型家電」を出される際には、分解したり、品物により「資源ごみ」と「埋立ごみ」の分別が必要でしたが、4月から新たに「小型家電」の分別収集を始めます。

収集日 原則として、毎月第1回

目「資源ごみ」の日と同じ

出し方 ビン、カンなどの「資源ごみ」と区分して、袋に入るものは指定袋に「小型家電」だけを入れて出してください。これまで、分解する必要があった扇風機やスピーカー、あみ器などの2種類以上の材質からできた「小型家電」も、そのまま出してください。

主な「小型家電」一覧表

- ・電子レンジ、扇風機、電気ストーブ、ハロゲンヒーター、カラオケセット、トースター、ビデオデッキ、DVDデッキ、アンプ、チューナー、アイロン、デジタルカメラ、掃除機、空気清浄機、鉛筆削り、あみ器、電話機、電卓、ひげそり器、プリンタ、ワープロ、スピーカー、炊飯ジャー、電気ポット、パソコン周辺機器など

小型家電：主にコードのついていない電化製品

【注1】パソコンおよび家電5品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン)は、市では収集しませんので、従来どおり自己処理してください。

【注2】電気毛布・ホットカーペットは資源になりませんので、従来どおり「埋立ごみの日」に出してください。

光市では、ごみの減量化とリサイクルを推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を目指しています。今回の広報ひかりと一緒に配りした「ごみの年間収集日程表」などにそって、決められた日に、決められたものを、決められた方法で、決められた場所に出してください。

- 問合せ 環境事業課 0833(72)1400 内線300



# ペットの飼育は責任を持って

飼い犬の増加に伴い、放し飼いやしつけの不足による咬傷事件が発生しています。飼い主は、他人に迷惑をかけるような責任を持ってペットを飼育しましょう。

犬の放し飼い

放された犬は、他人からすればたいへん恐ろしく、多くの人に迷惑をかけるので絶対に止めてください。フンの後始末

飼い主は、散歩の際、犬のフンをきちんと持ち帰り、自宅で処理してください。猫のフンについての苦情も増えていますので、トイレでのしつけの徹底をお願いします。

ペットへの対応の仕方、飼い主のモラルが具体的に判断できるものです。ペットも家族の一員として、近所から愛される飼育を行ってください。

### 【市からお願い】

狂犬病予防法に基づき、犬の登録・予防注射のデータを管理していますので、必ず届出をお願いします。

飼い犬の新規登録

生後3か月以上の犬を飼う時は、登録が義務付けられています。

飼い犬の死亡

飼い犬が死亡したときは、死亡届の提出をお願いします。(届出がないと、注射案内等が毎年送付されます。)

飼い犬の転入  
他市町村で登録した犬を光市で飼う時は、登録変更の手続きが必要です。

飼い犬の転出  
光市で登録した犬を他市町村で飼う時は、転出先の市町村役場で登録変更の届出が必要です。

飼えなくなった犬・猫  
飼えなくなった犬・猫を引き取ります。事前にご連絡ください。

【犬】市役所本庁：毎日(土・日・祝祭日・年末年始を除く。)8時30分～15時  
【猫】本庁：毎週月・木曜日(祝祭日・年末年始を除く。)8時30分～15時

問合せ 環境保全課環境保全係 0833(72)1400 内線280・282



犬の登録時の鑑札(生涯1度)

